

宅地建物取引時の津波災害警戒区域の重要事項説明に係る補足資料

愛知県では、2019（令和元）年7月30日に、津波災害警戒区域の指定を行いました。

津波災害警戒区域とは

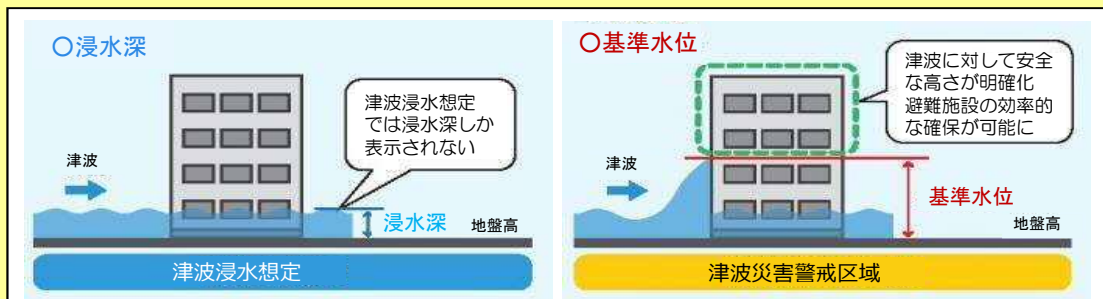
最大クラスの津波※が発生した場合でも、「何としても命を守る」ため、津波から「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制などのソフト対策を強化する区域です

＜最大クラスの津波＞
発生頻度（千年またはそれ以上）は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

- 津波災害警戒区域は、愛知県津波浸水想定（2014）の浸水域と同じ区域です
※津波災害警戒区域の指定によって、**建築や開発行為が制限されることはありません**
- 津波災害警戒区域の公示図書は、お住まいの市町村の窓口で閲覧できます
※愛知県ホームページに公示図書を掲載します（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/>）
「マップあいち」でも閲覧できます（<https://maps.pref.aichi.jp/>）
- 最新のハザードマップなどにより、津波の浸水範囲、浸水深さ、避難場所等についてご確認ください
※詳しくは市町村の防災担当課にお問い合わせください

ポイント① 津波に対して適切な避難高さの目安となる基準水位が示されます

基準水位：津波が建物に衝突してせきあがる高さを考慮した浸水深さ



ポイント② 市町村の取り組みが強化されます

- ・津波ハザードマップの作成・周知
- ・津波警報等を伝達
- ・避難場所や避難経路を確保
- ・津波避難訓練を実施

ポイント③ 施設管理者※の取り組みが強化されます

- ・避難確保計画の作成
- ・避難訓練の実施

※対象施設：地下街等、
社会福祉施設、学校、医療施設など

（参考）津波災害特別警戒区域について

津波災害特別警戒区域は、最大クラスの津波が発生した場合に「避ける」ことができるよう、一定の用途の建物や土地を地震・津波に対して安全なものとしていく区域です

愛知県では、津波災害特別警戒区域を指定していません
（2019.7.30時点）※最新の区域指定の状況は
愛知県のホームページでご確認ください

＜問い合わせ先 愛知県＞

建設局 河川課
建設局 土木部 建設企画課
防災安全局 防災部 災害対策課
防災危機管理課
TEL:052-961-2111（代表）